事 務 連 絡 平成23年6月29日

各都道府県衛生主管部(局) 医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について(通知)」の一部訂正について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について(通知)」(平成23年3月17日付け医政発0317第22号厚生労働省医政局長通知)が発出されたところですが、その内容の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤	正
第2 法令上の義務が期限内に履	第2 法令上の義務が期限内に履
行されなかった場合の責任の	行されなかった場合の責任の
免除について	免除について
2 (略)	2 (略)
(1) 医療法(昭和23年法律第205	(1) 医療法(昭和23年法律第205
号) 関係	号)関係

病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2 項、第9条)

医療法人の事業報告書等の 届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産 目録及び貸借対照表作成義 務(第58条第1項) 医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項) 病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2 項、第9条) 医療法人の事業報告書等の 届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公 告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産 目録及び貸借対照表作成義 務(第58条第1項) 医療法人合併認可後の公告 等の義務(第59条第1項)

(照会先)

厚生労働省医政局指導課

TEL 03-5253-1111 (内線 4137) 03-3595-2194 (医政局指導課直通)

企画法令係 福田 佳英

E-mail:fukuda-yoshie@mhlw.go.jp

医政発 0317 第 22 号 平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益 の保全等を図るための特別措置について(通知)

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常 災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 23 年政 令第 19 号)が(別添 1)のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布さ れ、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利 益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。 以下「法」という。)(別添 2 参照)の規定の一部が、平成 23 年東北地 方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」(平成23年3月17日停生労働省告示第56号)が(別添3)のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長 について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律 (平成17年法律第39号)附則第3条第2項の規定に基づく衛生検査 技師免許の申請の期間の満了日を平成23年8月31日に延長した。
- 2 1のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益(法第3条第1項参照)に係る満了日の延長の申出を行ったものに対して、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に ついて

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日の間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われない。(法第4条第2項)
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第4条第2項の 規定の適用を受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられ る。なお、各々の法令上の義務に係る法第4条第2項の適用の可否に ついて疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口に照会されたい。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)関係 病院等の開設等の届出義務(第8条、第8条の2第2項、第9 条)

医療法人の事業報告書等の届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務(第58条第1項)

医療法人合併認可後の公告等の義務(第59条第1項)

- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)関係 臨床研修プログラム変更等の届出等の義務(医師法第16条の 2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労 働省令第158号)第4条及び第9条)
- (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)関係 衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責(第20条の4第 3項)

- (4) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)関係 歯科技工所の開設の届出義務(第21条)
- (5) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)関係 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の 届出義務(第9条の2)
- (6) 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)関係 柔道整復師の施術所の開設の届出義務(第 19 条)
- 第3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について
- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間(平成25年3月10日まで)破産手続開始の決定をすることはできない。(法第5条)

以上